「年収の壁・支援強化パッケージ」における社会保険適用促進手当と 被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

2023年11月14日

先般、厚生労働省から発出されました保険課長通知「年収の壁・支援パッケージ(保保発0929 発第 7 号)」に係る具体的な取り扱い、『「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(保保発1020第3号)』が令和5年10月20日付で示されました。

社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

事業主が標準報酬月額 10.4 万円以下の労働者に「社会保険適用促進手当」を支給した場合、 新たに発生した被保険者本人負担分の保険料額を上限として社会保険料の算定基礎から除外 されます。「社会保険適用促進手当」は最大 2 年間の措置です。

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

【特例措置の内容】

パート・アルバイトで働く方が社会保険適用とならない場合で、<u>事業主の人手不足による労働</u> 時間延長等に伴う一時的な収入変動により収入超過をした場合でも、事業主がその旨を証明 することで、引き続き扶養に入り続けることが可能です。

- ※「一時的な収入変動」と認められる額に、新たな上限の設定はありません。
- ※通常の収入基準 60 歳未満の方…年間 130 万円未満
 - 60歳以上または障害年金受給の方…年間 180 万円未満

【特例措置の対象者】

- ・事業主の人手不足による労働時間延長に伴う<u>一時的な収入変動</u>により、収入超過をした方 ※フリーランスや自営業者等で、特定の事業主と雇用関係にない場合は対象外です。
- ・雇用契約上では収入見込みが扶養基準額内におさまる方
- ※基本給が上がった場合等、恒常的に収入基準額を超過する場合は特例措置の対象外です。

【「事業主の証明書」の提出について】

被扶養者認定および被扶養者資格調査(検認)における被扶養者の収入要件に関し、「一時的な収入変動」と認められる場合には、申請書類と併せて『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』をご提出いただきます。

~詳細等は厚生労働省のホームページをご確認ください~